第五章の五の次に次の一章を加える。

第五章の六　特定金融指標算出者

（特定金融指標算出者による書類の届出期限）

第十九条の十　法第百五十六条の八十六第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

（業務規程の認可を受ける期限）

第十九条の十一　法第百五十六条の八十七第一項に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、外国の者である特定金融指標算出者（法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、法第百五十六条の八十七第一項の指定を受けた日から六月以内に同項の認可を受けることができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日）

第三十五条の三　法第百九十三条の二第二項第四号に規定する政令で定める日は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に初めて該当することとなった日（その日が当該発行者の事業年度開始後三月以内の日である場合には、その事業年度開始後三月を経過した日）とする。

第三十八条第一項中「部分に限る。）」の下に「、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）」を加え、「第四十四条から」を「第四十三条の五から」に改め、「、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）」を削り、同条第二項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第五項第一号及び第六項第一号中「法第三十六条第二項」を「法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項」に、「第四十四条から」を「第四十三条の五から」に改め、同条第七項第一号中「法第三十六条第二項」を「法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項」に改め、同条第八項第一号中「法第三十六条第二項」を「法第三十五条の三（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項」に改める。

第三十八条の二第二項中「による権限」の下に「並びに法第百五十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

第四十一条第一項第一号中「及び第三項」を削り、同条第二項中「第二十七条の二十五第四項」を「第二十七条の二十五第三項」に改める。

第四十二条第二項第七号中「、第五十六条の四第二項」を削り、同項第八号中「、第四十九条の四第二項並びに第五十六条の四第三項及び第四項」を「及び第四十九条の四第二項」に改める。

第四十三条第二項第三号中「、第五十六条の四第二項」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条の四の二中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第四項」に改める。

第四十五条第四号中「又は第二号の三」を「から第二号の四まで」に改め、同条第九号中「第十二号」の下に「、第十四号」を加える。

（石炭鉱業年金基金法施行令の一部改正）

第二条　石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「限る」を「限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く」に改める。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第三条　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三号中「並びに金融商品取引法」を「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下同じ。）並びに同法」に改める。

（外国為替令の一部改正）

第四条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「第五十六条の四第一項」を「第八十一条第一項第三号」に改める。

（国民年金基金令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

一　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第四号

二　財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）第二条第二項第一号

三　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第四条第二項

四　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第八条第二項第一号

（資産の流動化に関する法律施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

一　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四十七条第一項の表第三十八条第七号の項及び第七十二条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第七号の項

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第百二十一条第一項の表第三十八条第七号の項

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第七条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一号中「及び同条第四項」を「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）及び同法第二十八条第四項」に改め、同条第二号中「外国法人」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

（証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第八条　証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「第五款及び第六款」を「第六款及び第七款」に改める。